

「NHK放送センター建替工事に関する技術審査委員会」設置要綱

施行 平成 28 年 11 月 22 日

改正 平成 29 年 6 月 16 日

(目 的)

第 1 条 放送センター建替工事の調達にあたり、技術提案等に係る審議に関し専門的かつ公正な調査審議を実施するため、「NHK放送センター建替工事に関する技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 技術提案の審査等に関すること。
- (2) 募集要綱の内容に関すること。
- (3) 予定価格の算定に関すること。
- (4) その他、放送センター建替本部の本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(構 成)

第 3 条 委員会は、学識経験者および実務経験者から、本部長が委嘱した者（以下、「委員」という。）により構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会の議長を務めるものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(設置期間等)

第 4 条 委員会の委員の任期は、平成 28 年 12 月 1 日から、平成 30 年 9 月 30 日までとする。

(議 事)

第 5 条 委員会は、本部長の依頼に基づき、委員会の委員長が招集し開催する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。

(審査結果の公表等)

第6条 技術提案の審査を経て、発注者が落札業者を選定したあと速やかに審査結果およびその概要を公表する。

(その他)

第7条 委員会に出席した委員に対し、手当を支払う。

2 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

3 委員は、自己または親族の利害に関係がある（思科される場合を含む。）審議事項について、その審議等に加わることができない。

4 委員会に事務局を置き、本部長が指名する職員がこれにあたる。事務局は委員会の審議に必要な資料の収集、取りまとめ、その他の事務を行う。

附則 この要綱は平成29年6月16日から施行する。